

平成
24年度
から

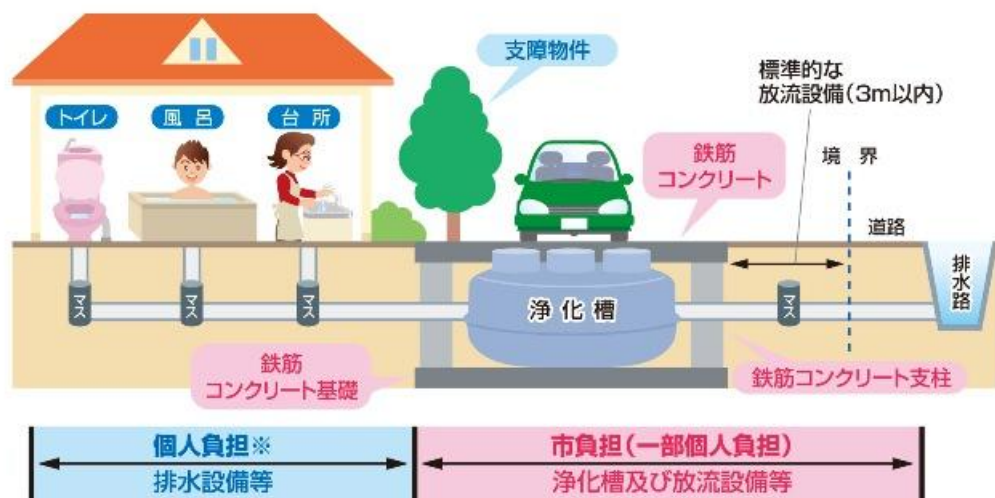
「寒河江市浄化槽整備事業」が はじまります

市では、平成24年度から下水道事業に替わり「寒河江市浄化槽整備事業」をはじめることになりました。対象地区は、柴橋地区・高松地区・醍醐地区・白岩地区・その他の下水道整備計画区域外の区域になります。浄化槽を利用することにより、衛生的で快適な生活が送れるとともに、河川の水質保全など自然環境の保護にも貢献することにつながりますので、多くの方に利用していただきたく、事業の概要についてお知らせします。

◎浄化槽整備事業とは？

市が浄化槽を設置する用地を無償で借りて浄化槽を設置し、設置した後の維持管理も市が行う事業です。対象は住宅や事業所（公民館等も含む。）になります。

◎工事費用の負担区分は？



※排水設備等の工事費用は個人負担になります。その他に庭木等の支障物件の撤去費、3mを超える放流設備費、浄化槽の上を駐車場として利用する場合の補強工事費等についても個人負担になります。

◎設置時の一時負担金は？

浄化槽の大きさ(人槽)ごとに次の分担金を納めていただきます。

| 人槽区分 | 分担金 |
|------|----------|
| 5人槽 | 160,000円 |
| 7人槽 | 190,000円 |
| 10人槽 | 240,000円 |

◎使用料は？

下水道料金と同じで、水道の使用量をもとにして算定します。

(1か月分・税抜き)

| 基本水量と基本料金 | 従量使用料 | |
|---------------|---------------------------|----------------------------|
| 10㎡まで 800円 | 10㎡超え30㎡まで 1㎡につき 175円 | 100㎡超え500㎡まで 1㎡につき 190円 |
| | 30㎡超え50㎡まで 1㎡につき 180円 | 500㎡超える分 1㎡につき 195円 |
| | 50㎡超え100㎡まで 1㎡につき 185円 | |

※基本料金からはフロアの電気料など800円が差し引かれています。

◎既に浄化槽を利用してる場合は？

個人で引き続き維持管理していただきますが、市に浄化槽を寄附することで、市で維持管理することもできます。寄附した後は、使用料を納めていただきます。

寄附の条件

- ・BOD 20mg/L以下
- ・設置後5年未満の浄化槽

◎申込みから使用開始までの流れは？



◆設置申請の受付を開始します◆

平成24年度中に浄化槽の設置を希望される方は、下水道課までご連絡ください。

下水道課：☎86-1230

◎浄化槽整備事業の内容については、出前講座等によって、職員が公民館等に伺い説明いたしますので、ぜひご連絡ください。